

八頭町議会議員政治倫理条例（素案）に対する パブリックコメント実施結果

八頭町議会

1. パブリックコメントの募集等

八頭町議会議員政治倫理条例（素案）について、次のとおり町民の皆様から意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成29年2月10日（金）～3月13日（金）
- (2) 周知方法 八頭町ホームページ、八頭町役場各庁舎、各図書館及び中央公民館での閲覧、議会だより別冊として町報に折り込み
- (3) 応募件数 2件（2人）

2. 意見の内容とそれに対する考え方

項目等	意見の内容	意見に対する考え方
第3条	「町職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。以下「職員」という。）の採用等の推薦」とあるが、適用範囲を「町職員（臨時職員及び嘱託職員）」の範囲に留まらず、「町が設立した公社並びに町が資本金、その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社の社員」にも拡大すべきである。町の正職員を含めて「町職員等。以下第4条第5項において、同じ。」と定義づける。ちなみに第4条（3）での表現に精神は同じ。	ご指摘のとおりと思いますが、現段階ではそこまでは求める必要はないと考えます。
第4条	（3）「…予算執行計画以外の資料を担当課等に求めないこと。」を「…予算執行計画以外の資料を担当課及びそれ以外の課等に求めないこと。」とする。	「等」で含むと考えます。
	（4）「…地位による影響力を不正に行使するよう…」は「不正」でなくてもダメなのではないか。	「不正」ということが必要と考えます。
	（5）「職員の採用、昇格…」とあるが、これを「町職員等の採用、昇格…」とする。	3条の規定によりその必要性は認めません。
	（5）「…推薦又は紹介をしないこと。」とあるが、これを「…要請、要望はしないこと。」とする。	「推薦又は紹介」が適切と考えます。
第5条	条文の見出し「（町の工事等に関する遵守事項）」を「（許認可及び契約等に関する遵守事項）」に改める。	工事等でご指摘の点も含むと判断しています。5条第1項で整理したとおりです。
	第1項「議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、議員が役職を…」とあるが「議員及び議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族が役職を…」とする。	現行どおりと考えます。
	第3項の「関係私企業等届出書」の様式を定めるべきである。	様式については別途定めています。

項目等	意見の内容	意見に対する考え方
第5条	第3項の次に第4項を挿入する。 4「関係私企業等届出書」の内容に変更が生じた場合は、その時から2カ月以内に「関係私企業等変更届」を議長に提出しなければならない。*様式を定める必要がある。	努力規定でありその必要性は求めています。
	第5条の[解説]を「議員には、町が行う許認可、又は契約に関して、疑惑の生じないように努めることを定めています。」と改める。	第5条第1項で整理したとおりです。
第7条	「調査請求書」の様式を定める必要がある。	ご指摘の点につきましては、施行規則に定めています。
	第2項の次に次の第2項を挿入し、以下、各項番号を順次ずらす。 2 審議会の委員長は、委員の互選により選出することとし、委員長は、審議会の議長を務めるとともに審議会の総務する。	ご指摘の点につきましては、施行規則で定めています。
第9条	「 <u>議員が</u> 、刑法（以下、原文に同じ。略）の容疑による逮捕後、引き続きその職に…以下、原文に同じ」を「 <u>町民及び議員は</u> 、刑法（以下、原文に同じ。略）の容疑により逮捕された議員が引き続きその職に…以下、原文に同じ」と改めるべきでは。	逐条解説のとおり議員が求めるものです。
第10条	「議長は、議員が…原文中略…説明会を開催しなければならない。原文に同じ。」とすべきでは。	逐条解説のとおり議員が求めるものです。
	第2項の「町民（第7条第2項に同じ。）は、とあるが、「第7条第2項に同じ。」は条文の脈絡からして、全く関係ない内容であり、削除すべきでは。	町民を規定したものですから必要だと考えます。
第11条	この条文も第9条・第10条と同様、意味不明な面があり。条文の意図するところと表現を再検討する必要がある。問題は3段階の進展にどう対処させようとしているのか、意図が分かりにくいので、細かい提言・コメントが出来ない。	必要な条文と考えます。